

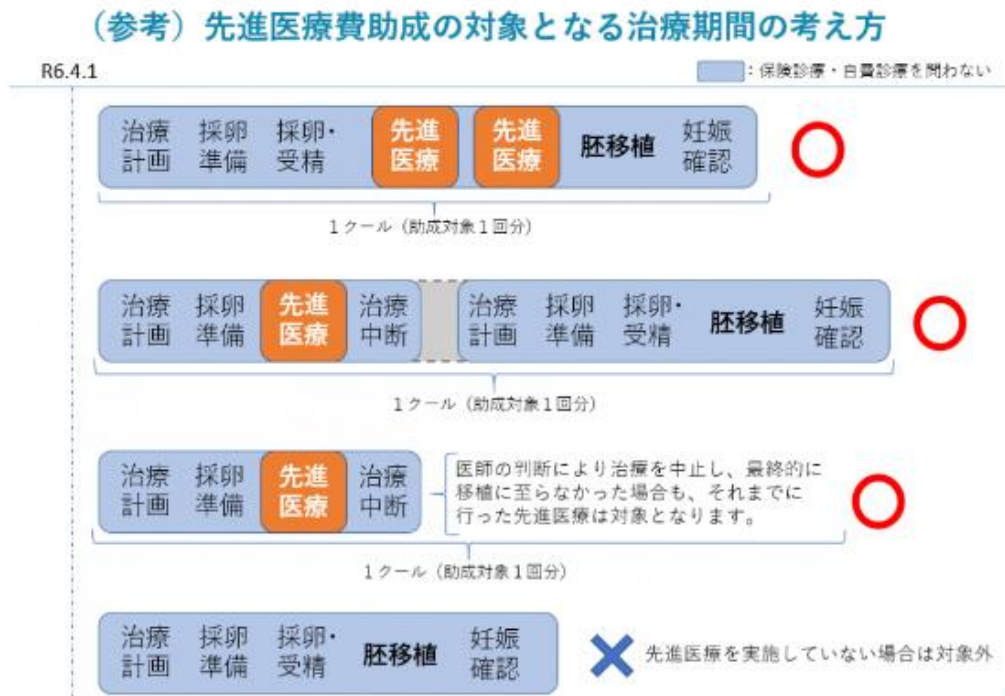
先進医療費助成および通院交通費助成のQ & A (第1版)

1 先進医療費助成について

Q1 対象となる治療

A1 1クール（生殖補助医療開始から胚移植までの期間）において、生殖補助医療と併用して実施した先進医療

※先進医療を伴わない生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊手術）は対象外



Q2 令和7年4月1日以降の治療が助成対象か。

A2 令和7年4月1日以降に「先進医療」を受診しており、「先進医療受診日」において、妻の年齢が43歳未満である場合のみが助成対象になります。

なお、令和6年4月1日以降に先進医療を受けた者のうち、令和7年1月1日以降に胚移植が終了した者も含みます。胚移植の状況については、1クールの確認のため、医療機関に確認することがあります。

Q3 令和7年3月31日以前に治療計画を立てていた場合、本事業の助成は受けることができないのか。

A3 「先進医療費助成」は、令和7年4月1日以降に先進医療を受診しており、先進

医療受診日において、43歳未満であれば、助成を受けることができます。（定額3万円の支給可能）（先進医療受診の領収書添付で確認）

なお、令和6年4月1日以降に先進医療を受けた者のうち、令和7年1月1日以降に胚移植が終了した者も含みます。胚移植の状況については、1クールの確認のため、医療機関に確認することがあります。

Q4 保険適用の生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊手術）について、年齢による回数制限を超えた場合も助成対象になるのか。

A4 先進医療の利用があれば対象となりますが、生殖補助医療のみの場合は対象外になります。本助成に、回数制限はありませんが、先進医療を受診している必要があります。

Q5 政令市、中核市に在住の者も先進医療費助成の対象になるか。

A5 夫婦のどちらかが兵庫県内在住（市町は問わない）であり、県内の医療機関を受診していれば、対象になります。

Q6 対象となる人はどのような要件が必要か。

A6 先進医療費助成については、

次の（１）～（５）の要件をすべて満たす夫婦

（１）先進医療を受けた時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であること。

（２）先進医療を受けた時の妻の年齢が43歳未満であること。

（３）申請時に夫婦のどちらかが兵庫県内に住所があること。

（４）先進医療実施医療機関として厚生労働省に承認された県内又は隣接府県（※１）の医療機関で先進医療を受けた者（※２）

（※１）大阪府、京都府、岡山県、鳥取県、徳島県

（※２）隣接府県の医療機関については、令和7年4月1日以降の受診に限り対象となります。ただし、但馬、淡路、西播磨地域に住所を有する者が令和6年度に以下の隣接医療圏域で先進医療を受けた場合はこの限りではありません
但馬→鳥取県（東部医療圏）
西播磨→岡山県（県南東部医療圏）
淡路→徳島県（東部医療圏）

（５）令和7年4月1日以降に先進医療を受診された方（胚移植が終了した者）（※３）

（※３）令和6年4月1日以降に先進医療を受けた者のうち、令和7年1月1日以降に胚移植が終了した者も含みます。

Q7 市町の助成事業との棲み分けについて、優先順位があるのか。

- A7 県の事業においては、市町助成との重複は可能であり、優先順位はありません。
市町助成の要件等については、お住まいの市町に確認いただきたいです。
- Q8 「回数制限なし」とは、保険適用診療回数終了後も兵庫県の制度が利用可能ということか
- A8 ご認識のとおり。全額自己負担の生殖補助医療でも先進医療の利用があれば、1クールあたり、定額3万円の先進医療費助成になります。
- Q9 先進医療費助成と通院交通費助成はセットでないと申請できないのか
- A9 先進医療費助成のみの申請は可能。
なお、通院交通費助成のみの申請は不可。
- Q10 受精できない・体調不良など医師の判断により途中で治療を中止した場合など、
胚移植まで至らない場合も助成対象か。
- A10 中止までに先進医療の利用があれば、対象になる。
- Q11 男性の不妊治療における先進医療受診も対象になるのか。
- A11 対象になる。性別、回数を問わず、1クールに1回以上の先進医療の利用があれば、本助成事業の対象になります。男性（夫）の年齢は、問わない。
- Q12 1クールに2回以上先進医療を利用した場合は、助成額も増えるのか。
- A12 増えない。1クールを1回とする定額助成であり、夫婦で複数回の先進医療の利用があっても助成額は定額（3万円）である。
- Q13 県外医療機関を受診した場合は対象になるのか。
- A13 原則として「県内の」医療機関で治療を受けた者を対象としているが、令和7年4月1日以降に隣接府県の医療機関で先進医療を受診した場合は、対象としています。
- A14 治療明細における先進医療費の経費は、3万円以上である必要があるのか。
- A14 必要ありません。（先進医療に係る金額の多寡は問わない。）
※1クールあたり1回以上の先進医療の利用があれば、3万円（定額）の助成になる。
- Q15 大阪府や京都府で治療を受けた場合は、対象になるのか。
- A15 令和7年4月1日以降に先進医療を受診した場合は、対象になります。

2 通院交通費助成

Q1 対象となる費用

A1 先進医療を伴う不妊治療の通院にかかった費用

Q2 令和7年4月1日以降の治療開始分が助成対象か。

A2 通院交通費助成については、先進医療費助成を受けることを前提に、原則「令和7年4月1日以降の不妊治療の通院にかかった費用」が助成対象になります。

Q3 令和7年3月31日以前に治療計画を立てていた場合、本事業の助成は受けることができないのか。

A3 「通院交通費助成」は、先進医療費助成を受けることを前提として、令和7年4月1日以降に通院した費用のみ助成を受けることができます。（通院日数分の医療機関の領収書添付が必要）

Q4 対象となる人はこういった要件が必要か。

A4 通院交通費助成については、
次の（１）～（５）の要件をすべて満たす者

(1) 先進医療を受けた時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であること。

(2) 先進医療を受けた時の妻の年齢が43歳未満であること。

(3) 申請時に夫婦のどちらかが兵庫県内に住所があること。

(4) 先進医療実施医療機関として厚生労働省に承認された県内又は隣接府県（※1）の医療機関で先進医療を受けた者（※2）

（※1）大阪府、京都府、岡山県、鳥取県、徳島県

（※2）隣接府県の医療機関については、令和7年4月1日以降の受診に限り対象となります。ただし、但馬、淡路、西播磨地域に住所を有する者が令和6年度に以下の隣接医療圏域で先進医療を受けた場合はこの限りではありません
但馬→鳥取県（東部医療圏）

西播磨→岡山県（県南東部医療圏）

淡路→徳島県（東部医療圏）

(5) 令和7年4月1日以降に先進医療を受診された方（胚移植が終了した者）（※3）

（※3）令和6年4月1日以降に先進医療を受けた者のうち、令和7年1月1日以降に胚移植が終了した者も含みます。

【参考】対象となる県外の医療機関名＝1-Q6 参照

Q5 市町の助成事業との棲み分けについて、優先順位があるのか。

A5 1-Q7 参照

Q6 通院交通費の助成について、通院交通費の算定方法は。

A6 1 クール(生殖補助医療開始から胚移植までの期間)にかかった通院交通費の合計金額から 5,000 円を引いた額の 1/2 の額を支給(1 円単位まで支給)

なお、1km 未満の区間は切り捨てて算出する。

※最寄り駅まで自家用車(バス)を利用した場合でも、1km 未満であれば算定区間から除く。

Q7 通院交通費の助成について、自家用車利用の場合、通院交通費の算定方法は。

A7 単価 37 円/km を距離(申請者の自宅から医療機関までの距離)に乗じて算出する。

$$\{(\bigcirc\text{km} \times 37 \text{ 円/km}) - 5,000\} \times 1/2 = \bigcirc\bigcirc \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

Q8 県外医療機関を受診した場合は対象になるのか。

A8 1-Q14 参照

Q9 通院交通手段が通院日によって異なる場合はどのように申請するのか。1 クールの通院はすべて同一手段でないといけないか

A9 通院日によって交通手段が異なる場合は、主たる交通手段をもって申請すること。申請された交通手段に基づき県において、合理的経済的な経路をもって基準額を算出し、助成額を決定します。

Q10 1 クール内に夫婦でそれぞれ先進医療を受けており、同じ日にそれぞれが不妊治療を受けた場合は、2 日分として申請可能か。

A10 申請可能です。

申請時に通院日数を夫婦分計上し、それぞれの領収書を添付すること。なお、先進医療を受けていない場合は交通費も請求できないことに注意すること。

(交通費助成を受けるには、先進医療を受けた日の領収書だけでなく、その他の不妊治療にかかった通院日の領収書も添付が必要。)

Q11 交通費だけの申請は可能か。(一般不妊治療、一般不妊検査の受診など)

A11 先進医療の受診が要件になるため、交通費だけの申請は不可。なお、先進医療費助成だけの申請は可能。

Q12 夫婦どちらかが県外るとき遠距離の交通費も出るのか。

A12 県内の住所から医療機関までの交通費に換算して助成します。

Q13 大阪府や京都府で治療を受けた場合は、対象になるのか。

A13 令和7年4月1日以降に受診した通院日数が対象になります。(令和7年3月31日以前に隣接府県で受診していた場合は、日数のカウントの対象外)

Q14 1クールにおける通院交通費の助成は、先進医療以外の検査・治療にかかる通院交通費も対象となるのか。

A14 1クール内において、先進医療を受診していれば、1クルールの不妊治療にかかった通院交通費は助成の対象になる。ただし、電話診療及び診察を伴わない通院(支払いだけ、薬の処方だけ)は対象外となるのでご注意ください。

Q15 検査から保険適用の治療までをA病院、先進医療をB病院で受診した場合の通院交通費は助成されるのか。

A15 助成の対象になります。経路については、主たる交通手段をもって申請すること。申請された交通手段に基づき県において、合理的経済的な経路をもって基準額を算出し、助成額を決定します。

Q16 通院交通費の申請にあたり公共交通機関(電車やバス)の領収書の添付はいるのか。

A16 公共交通機関の領収書は不要。交通手段による添付書類は高速道路利用時のETC利用証明書(又は領収書)のみになります。

なお、実際に通院したことを証明するため、通院日数分の医療機関の領収書を添付する必要があります。

Q17 夫と妻で不妊治療を行っており、1クールにおいて妻のみ先進医療を受診した。通院交通費は、夫と妻の2人分助成されるのか。

A17 夫の通院交通費は助成されません。通院交通費助成は、先進医療受診者のみが対象となり、先進医療受診者以外は付き添い・同乗者を含め助成の対象外になります。